



Salmonella enteritidis (SE)

## サルモネラの 正しい知識と対応のために 144

# HACCP鶏卵養鶏における コンセプト

〈その9〉

(株)PPQC 代表取締役社長 加藤 宏光

危険の回避はHACCPシステムでは「改善措置」として一項目が設定される。HACCPシステムの用語に準拠し、マニュアルにおいては改善措置として項目を挙げるが、採卵業界での呼称としてはいささかなじまない。むしろ、危機回避の方が実感にフィットするのであるがいかがなものであろうか。

### 改善措置（前号七番目の項目危機回避）

生産物の安全性が阻害された場合の改善措置には次の二要素が重要である。すなわち、①逸脱した原因を修正・排除する。②工程管理が不十分であった期間の製品を特定し、その処分方法を決定する。

これを目的として以下の条項が定められる。しかしながら、いわゆる加工食品（練り製品等）においてはこれらの項目は極めて順当に適合させられるが、テーブルエッグではそのまま適用することには困難をともなう。とはいえ、HACCPシステムの全貌を知るために網羅せねばならない項目であることは間違いないので、次に型のごとく紹介する。

- 1、工程管理状況を復元するための措置
- 2、製品に対する措置

危機発生要因（正常な製造過程の逸脱）の追跡と特定を至急実行し、正常に戻すための具体的な措置をとる。本来この過程は再生産の前に終了されねばならない。

- 1、工程管理状況を復元するための措置
- 2、製品に対する措置

生産工程に異常をきたしていることが判明した場合、その期間の製品を適正に処置・処分せねばならない。これらの処分は次の規定に従つておこなう。

- 1、基準に適合しない製品の廃棄
- 2、再処理
- 3、転用
- 4、保留解除

これらの処置を実施するにあたつては、危害の重篤性・危害の起こり易さ・製品の保管、流通や調理方法・製品の飼養方法といった要素を考慮にいれて決定する。

- 3、改善措置実施担当者設定
- 製品の安全性を確保するためには CCP管理に十分な知識を有した上に製造工程をも完全に把握していくければならない。さらに迅速な判断を要求されるために、管理責任者には権限を与えねばならない。多くの

採卵農場のように中小企業のレベルを大きく越えていないものでは、経営者がH.A.C.C.P.システムに直接関与する必要があることはこうした要素（権限の移譲に困難を伴うこと）を考えに入れねばならないためである。

6. その他  
が直接問い合わせられることとなる。

本号の話題はもっぱら通常の加工食品製造過程で注目されねばならないH.A.C.C.P.システムの問題点であり、こうした場合には天災・火災・停電等が製造の工程に大きな影響を与えることもC.C.P.の一つとして考慮されねばならない。

採卵業界でもつぱらサルモネラの製品汚染をテーマとしてH.A.C.C.P.システムを構築する場合に、はたして加工食品におけるH.A.C.C.P.のような厳重な監視システムが必要とされるのであろうか？我が国の採卵業界にH.A.C.C.P.システムを導入するにあたって、先進的なシステムを稼働しているべ州のそれを参考にすることは大いに奨められるべきであろう。しかしながら、参考にすることと模倣することは本質的に異なることを心に銘記せねばならない。特に、A) サルモネラの汚染原因が特定できないものである。B) 一度サルモネラに汚染された農場や鶏群が清浄にもどることは有り得ないまでは極めて困難である、といった間違つた（とあえて主張する）観念を基にして、だからこそ【完全・厳重な監

#### 4. 改善措置実施記録

危害要因を含む製品（製造過程）等を記録するにあたって、記録者・日時・経過や処置を明確に記載するため、記録のフォーマットは統一されねばならない。

#### 5. 責任者

通常の食品加工過程におけるH.A.C.C.P.システムでは製造過程の異常に最初に気付くのはライン作業者のはずである（実際にはルーチン化されたラインの作業者が異常に気付くケースはむしろまれであるため、製造とは切り離した機構としてチェック機構を設ければならないことが多い）が、採卵農場やG.P.において作業者が製品の異常に気付くことは不可能であり、その異常はあくまで流通末端や消費者段階でクレームや食中毒の問題として採り上げられる。

項目三で触れた規模の要因とは別に、こうした次元でも経営者の責任

表4 前検査による汚染状況確認

検査臓器	肝・脾臓	卵巣	消化管
分離頻度	8 / 100	10 / 100	2 / 100

表5 タマゴおよび生体からのS.E.分離成績

区分 接種後経過日数	タマゴ	生体からの分離成績		
		肝・脾	卵巣	消化管
0日目	7 / 2,500 (2回の合計)	×	×	×
4	0 / 1,000	×	×	×
10	2 / 1,200	1 / 50	1 / 50	0 / 50
14	1 / 1,200	×	×	×
20	0 / 1,200	0 / 50	0 / 50	0 / 50
45	0 / 3,800	×	×	×

注1：被検タマゴは数日分を集めて検査した（内容のみをサンプルとする）

表1 ある群のS.E.分離状況

	タマゴ	ハウスダスト	鶏糞
1期	3 / 3,000 (オン・エッグ)	陰性	陰性
2	0 / 3,000	陰性	陽性
3	0 / 1,000	0 / 12	6 / 6
4	3 / 3,000 (イン・エッグ)	0 / 12	0 / 12
5	1 / 450 * 1 1 / 300 * 2 Kの時点での生体検査	0 / 12	0 / 6

注1 \* 1 : イン・エッグ \* 2 : オン・エッグ

注2 分離頻度は概数

注3 1~2期=33日、2~3期=38日、3~4期=33日、4~5期=35日

表2 生体（表1群）からのS.E.分離状況

検査臓器	肝・脾臓	卵巣	消化管
分離頻度	4 / 50	2 / 50	1 / 50

表3 S.E.陽性鶏に対するクリーニング効果（実験）

	前検査	ワクチン区	非ワクチン接種対照区
羽数	100	300	50

視網を構築せねばならない】あるいは【どれほど嚴重にシステム構築をしてもどこからか侵入してくるインベーダーのようなものだ】というよううにただ恐れるがゆえに過剰な反応をしてみたりあるいはことさら目を背けてみたりすることに繋がる。

### 危機回避の方法論

#### 1. サルモネラ汚染の実態と疫学的考察

サルモネラの汚染の実態に関する論文は数多くみられる。こうした論文からSEの汚染の頻度が種々に推測されている。PPQCでタマゴの安全性をテーマとした追跡業務を実施し始めたのは、平成二年頃からであり、当事関与していた農場の一部にSE汚染の経過を追跡できるものがあった。この折りの成績は本年(平成十一年)秋の獣医学会に報告することも考慮中であるが、一般に信じられているように単純な経過をたどるものではなく、またタマゴやニワトリへの汚染(感染)の頻度も一様ではない(また極期の頻度は極めて高いと考えねばならない)。こうした急性経過を過ぎてから、通常いわれるタマゴの汚染レベル(一万個当た

り数個)といった状況が長期に渡つて維持される。

通常のレベルで汚染された鶏群ではSE陽性鶏の発現率は100~200羽に一羽(1~5%)であり、500~1000個に一個のSE陽性卵が生産される。こうした陽性鶏の浄化がむつかしい(と判断される)ためSE陽性となる機会を極力避けよう、という意見が多い。強制換羽を取り入れない経営が奨められるのはこのためである。では、強制換羽を止めればSE感染の機会が激減するほど強制換羽以外のストレス状態は少ないものであろうか。これを見証したのが、今年春の獣医学会で著者が明らかにした、「クロストリヂウムとの合併症の再現への試み」であった。

これまでに何度も強調してきた、飼料のクロストリヂウム汚染の危険性もこうした事象の野外における見聞・経験に基づくものである。すなわち、SE汚染を回避するため強制換羽を中止しても消化管への感染症(クロストリヂウムのみではなく)コクシジウム感染等も同様である)があり、低レベルとはいえ飼料へのサルモネラ汚染が同時に起きう

るなら、SEを含むサルモネラによるテーブルエッジの汚染を回避することは困難である、と断じざるを得ない。

### SE汚染群への具体的な対応

#### (実験)

##### a) SEの感染パターン

SEの具体的な対策を模索する前に野外におけるSEの感染のパターンを整理して見よう。SEについての論評は数多く見られるが、これまで清浄なコンディションから汚染へと進行する姿は明確ではなかつた。著者は平成二〇三年、当時に詳細に追跡していた事例により、清浄な鶏群が経時的に汚染される経過を追跡する機会に触れたため、その一端を解説できた。当時はSEが農場に侵入する原因を特定するに至らず、また、こうした追跡が長期に渡つてできたものではなかつたため、実態を明らかに理解しきれなかつたが、その後に実施した徹底的な飼料の汚染モニタリングとその他のサルモネラの農場汚染パターンを解析できたことより、以前の事象のメカニズムを推定分析できたものと確信する。

表1・2はある鶏群における原料

卵、鶏糞およびハウスダストからSE分離状況の概要を経時的に示したものである。当初に原料卵からSEが分離されても、反復モニタリングで再現性を示さなかつたためと、当時SEの深刻性が強調されていなかつたため、著者もさほど深追い検査を実施しなかつた。その約一ヶ月後にはSE分離頻度が上昇していた。この時点でもハウスダストや鶏糞からの分離頻度は必ずしも高くない。さらに一・五カ月程度は一・二%時には5%にも及んでいた。原料卵の汚染頻度が高まつたため、生体臓器の分布と頻度を知るために実施した培養検査によれば、卵巣からは二・三／五〇羽、肝臓・脾臓からも三・四羽／五〇羽のSEが分離されたが、消化管からの分離頻度は概して低かつた。

その後の経時的な検査でこのロットの原料卵からの分離頻度は漸減し、感染のピークから三週間ほどで一／二五〇～五〇〇個となり、その後は一／一〇〇〇以下で継続的に分離されることも明らかとなつた。

これらの推移が全ての場合に適用できるものとは考えられないが、少

なくとも感染の初期にはこうした高い頻度のSE汚染卵を産出する鶏群が環境を汚染するパターンを前提として、SEが同様に非汚染群を侵襲するなら、初期の原料卵汚染在一・五二カ月先だって飼料の汚染があったことも疑わねばならない。

従来は「SEの汚染がどのようない」とされ、また「SEによって一度環境が汚染された場合それは未

來永劫陰転させることができない」と主張されていた。だからこそ、N A S Aで採り入れたH A C C Pシステムという網を業界全体に被せようといつたおおげさな対応が対策の全

てで、「それをもつてしてもSE対策は万全ではない」というように、ま

たいう技術側の勇み足の嫌いを感じざるを得ない。

こうしたムードが「SEさえなければH A C C Pは完成」といった間違った印象を業界に与えたり、消費者に過剰な警戒感を抱かせることになれば(実際6月3日号の女性セブンの「いま卵が危ない!」)という特集は端的にその悪影響が消費者に広がりつつある証左といえよう、その誤解を特には多大の努力と膨大な時間要することになり、業界にとっては大きな障害を招くことになる。

幸い、P P Q Cの継続的な検査においては、サルモネラ以外の深刻な鶏卵汚染を否定できる。この事実は他の検査機関でも同様と思われる。

従つて鶏卵の有害汚染細菌として特

に警戒せねばならないものはおおよそサルモネラのみに限定できる(その他の細菌性危害因をモニタリングが不要であるというわけではない)。では、実際にSE汚染が起きた場合にはどのような対応が考えられるであろうか。

##### b) SE感染に対する処置(実験)

載された「日本鶏卵H A C C P認定機構」なるものについても、根拠が明確でないままにSEに対応しようも大きな経済的なロスが無視できる

ような条件であればそれなりの経営が維持できるが、我が国では割卵用のタマゴの仕切り価格が正常卵に比較して極端に悪い場合が多く、さらに厳しいケースでは市場の感性を考慮して取り引きを停止したい、といった傾向すらあることを考慮すれば【汚染鶏群をアウトせねばならない】といった受け止め方も止むを得ない。しかしながら、若い鶏群が汚染された場合には単純にアウトする、といつても経営に与える直接の影響（その鶏群の売上）・間接の影響（サ

イズ分布やローテーションに与える影響）は多大で、さらに鶏群が次々に汚染されるようでは、経営の存続さえあやぶまれる。そこで、モニタリングで汚染が確認された場合の対応の可能性を実験をもつて模索した。

本誌は学問的な内容を説く学術雑誌ではないので、実験の骨子のみを抄約するに止める。

実験にはSEを感染させた強制換羽鶏四五〇羽を使用し、五〇羽はワクチン非使用コントロールとした。一〇〇羽は感染状況を確認するため、感染三週間後に五〇羽を解剖しSE分離試験を実施した。その結果では表4に示したように、一〇〇%に

およぶ例の卵巣からSEが分離された。また、ヒナ白痢抗原による抗体陽性率では一五%程度が陽性を呈していた。ワクチン接種前に実施したタマゴからのSE分離試験（二回反復）によれば、採取したブルサンブルからの分離率は六／一二五〇、一／一二五〇であった。

こうした基礎条件の鶏群を三〇〇羽のワクチン接種区と五〇羽の对照区に分け、ワクチン区に対しては市販ワクチン一ドーザとニユーキノロン系薬剤（一〇mg/羽）を振り混ぜて混合したもの胸筋内に接種した。その後、経時的に五〇羽ずつを剖検してSEの分離試験を実施した。

表5はSE分離試験の経過をしめしたもので、接種後四日目には陰転したが十日目・十四日目ではSEが分離された。その後SEが分離されることはない。また、生体からの分離試験結果が陰転してから（ワクチン接種から二十日以降）に産卵されたタマゴからのSE分離試験では全て陰性であった。

この試験はあくまで実験結果で、野外に用いた場合には、オイルアジエバントの影響による採食不良等の極端なストレスで受ける経済的なダメージや使用するニューキノロン系の薬剤のタマゴへの残留問題など、適用するに当たっての注意事項や問題点が多く、また野外発生の状況（陽性群の汚染レベル・汚染からの経過・農場全体の汚染状況等）を考慮せねばならないことなど、盲目的に実施してよいものとはいえない。

しかしながら、【SEの感染鶏においても、薬剤クリーニングとワクチンで清浄化できる】という可能性を実験の結果とはいえ示唆できたことは有益な情報と判断している。このメカニズムを著者は以下のように考察する。すなわち、

1) SE感染鶏はSEの抗体を持つつある（抗体を保持しながら持続感染するものもあるかもしれない）。

2) ワクチン接種では抗原刺激でワクチン抗体が生じるが、ワクチンの性格からして、殺菌的なクリーニング効果はない。

3) 薬剤（耐性がないことが重要）でクリーニングしても、薬剤が体から抜けた（排泄された）あとでは、それ以前に感染を受けていない個体が感染することを防ぐことはできない（環境にはSEが常在しているはず）。

4) ワクチン接種を受けた個体がすでにSE感染を受けていたとすれば、その感染によって生じている免疫を基礎免疫として、ワクチンの効果に基づかれる。

5) 従つて、クリーニング剤とワクチンを同時に接種した場合、第一には薬剤のクリーニングにより、感染鶏の体内からSEが除去される。

6) 次いで、ワクチンが働き始めると、その効果はすでに自然感染を受けていた個体ほど強く現れ、生体内のどこかに生き残つて耐性菌となりそうなSEを駆逐する（すなわち感染鶏が先ず清浄となる）。

7) SE陽性個体から清浄化されるため、未感染個体では比較的低い抗体価であつてもSE感染を免れる。こうしたメカニズムが正しいかどうかは今後種々の検証を要する。しかししながら、これまでのようにはSEが感染した場合には、その鶏群を淘汰する以外の選択肢がない」とあきらめるより、このメカニズムを利用し、強制換羽等のシステムを取り入れれば不幸にしてSEの侵襲を受けた場合にも対応の道が開けるものと考える。

(つづく)